

「印西市暴力団排除条例」

暴力団排除



基本理念

基本理念は、社会全体として、暴力団の悪質な実態を認識し、

「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」
「暴力団を利用しないこと」

を基本に暴力団の排除を推進することなどを掲げ本条例に基づく暴力団の排除の方向性を示すものとなります。

市の責務

市は、国、県、その他関係機関等と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進するとともに、暴力団の排除に資する情報を、県に提供します。



市民等の責務

市民や事業所は、暴力団の排除に有効な情報を得たときは、市および警察にその情報を提供するように努めます。



市の事務等からの暴力団排除

市は、暴力団員等を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を行います。



少年の健全な育成を図るための措置

市は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、暴力団の影響を排除するため、学校等において必要な教育が行われるよう措置を行います。



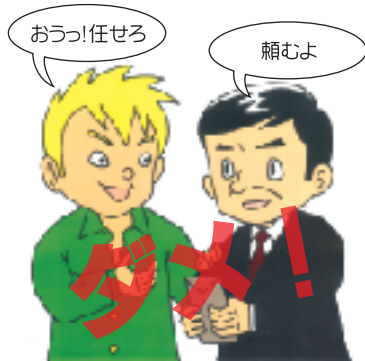
威力利用の禁止

市民等は、債権回収、紛争解決のために暴力団員を利用、または暴力団の威力を利用してはいけません。



利益供与の禁止

市民等は、暴力団の威力を利用または活動に協力する目的で、暴力団員等に金品その他の財産上の利益の供与をしてはいけません。



暴力団に関する問い合わせ先

印西警察署

TEL 0476-42-0110

暴力団排除条例に関する問い合わせ先

印西市 市民安全課

TEL 0476-42-5111

暴力団排除に関する相談先

(公財)千葉県暴力団追放県民会議

TEL 043-254-8930

0120-089354